

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	勤労者総合福祉センターの使用の許可
根拠条例等・条項	堺市立勤労者総合福祉センター条例第4条 堺市立勤労者総合福祉センター条例施行規則第3条
所 管 課	産業戦略 部 雇用推進 課
審 査 基 準	<p>【堺市立勤労者総合福祉センター条例第4条より】</p> <p>第4条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があり、市長において使用を不適當であると認めるとき。</p> <p>3 市長は、使用を許可する場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付けることができる。</p> <p>【堺市立勤労者総合福祉センター条例施行規則第3条より】</p> <p>第3条 条例第4条の規定により使用許可を受けようとする者は、堺市立勤労者総合福祉センター使用申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申込みは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から受け付けるものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する受付開始日前においても、申込みを受け付けることができる。</p> <p>(1) ホール(ホールとともに使用する控室1、控室2、リハーサル室及び第5会議室(ギャラリー)を含む。別表第1を除き、以下同じ。) 使用しようとする日の12か月前の日の属する月の初日(労働団体又は労働組合が使用する場合は、13か月前の日の属する月の初日)</p> <p>(2) その他 使用しようとする日の6か月前の日の属する月の初日(労働団体又は労働組合が使用する場合は、7か月前の日の属する月の初日)</p> <p>3 ホールは、ホールの使用の後始末のため必要があると認めるときに限り、あらかじめ許可を得て第2条第1項に規定する開館時間を超過して使用することができる。ただし、当該超過して使用することができる時間は、1時間を限度とする。</p> <p>4 前項の規定により開館時間を超過してホールを使用しようとする者は、第1項の規定による申込みの際に、その旨を市長に申し出なければならない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、当該超過して使用しようとする日の1か月前までに申し出ることにより足りるものとする。</p> <p>5 使用許可は、条例第11条第3項に定める場合のほか、使用料の納付があった後、堺市立勤労者総合福祉センター使用許可書(様式第2号)を申込者に交付して行うものとする。</p>

標準処理期間	標準処理期間	即日～2日
	標準処理期間を設定できない理由	